

公 告

浜田農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項の規定により準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供します。

浜田市の住民は、当該農業振興地域整備計画の案について意見のあるときは、令和 7 年 12 月 23 日までに意見書を提出することができます。

また、当該計画案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他当該土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和 7 年 12 月 23 日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができます。

令和 7 年 11 月 25 日

浜田市長 三 浦 大 紀

1 農業振興地域整備計画の案の縦覧期間

令和 7 年 11 月 25 日から 令和 7 年 12 月 23 日まで

（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで

2 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

浜田市役所	浜田市殿町 1 番地	産業経済部	農林振興課
金城支所	浜田市金城町下来原 171 番地		産業建設課
旭支所	浜田市旭町今市 637 番地		産業建設課
弥栄支所	浜田市弥栄町長安本郷 542 番地 1		産業建設課
三隅支所	浜田市三隅町三隅 1434 番地		産業建設課

（裏面に続く）

3 意見提出の際の留意事項

- (1) 期間を過ぎての意見書の提出は受付できません。
- (2) 意見書は、日本語記載に限ります。また、電話での意見は受け付けられません。
- (3) 意見を提出する者が個人の場合にあっては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名及び事務所の所在地を記載してください。

4 提出された意見の取扱い

- (1) 提出された意見の内容は原則公開としますが、特定の個人が識別しうる情報、財産権等を害するおそれがある情報が記載されている等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合があります。
- (2) 意見書に対する個別の回答は行いません。農業振興地域整備計画を公告する際に意見の要旨及び処理結果を併せて公告します。